

東部知多衛生組合単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

東部知多衛生組合管理者 岡村秀人

東部知多衛生組合規則第5号

東部知多衛生組合単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

東部知多衛生組合単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（平成29年東部知多衛生組合規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料月額)</p> <p>第2条 単純労務職員に係る給与条例第2条において準用する大府市職員の給与に関する条例（昭和45年大府市条例第31号）別表第2の規定の適用については、同表1級の欄定年前再任用短時間勤務職員の項中「<u>192,000</u>」とあるのは「<u>175,900</u>」とする。</p>	<p>(給料月額)</p> <p>第2条 単純労務職員に係る給与条例第2条において準用する大府市職員の給与に関する条例（昭和45年大府市条例第31号）別表第2の規定の適用については、同表1級の欄定年前再任用短時間勤務職員の項中「<u>188,700</u>」とあるのは「<u>172,900</u>」とする。</p>

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行し、改正後の東部知多衛生組合単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。